

厚生労働省 東京労働局発表 平成30年9月4日
-------------------------------

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋 仁 統括特別司法監督官 高橋 和彦 電話 : 03 ( 3512 ) 1612
----	--

## 平成 29 年度労働基準監督機関における送検状況の概要について

### 危険防止措置、労災かくしに関する送検が増加

東京労働局（局長 前田芳延）は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における平成 29 年度の司法処理状況を以下のとおり取りまとめました。

#### 1 概要

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 1 年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、合計 57 件（前年度に比べ 7 件増加）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

主な送検事項は、危険防止措置に関する違反が 21 件、賃金不払に関する違反が 11 件、労災かくしが 9 件となっています。

また、業種別の内訳では、建設業(24 件)が最も多く、次いで商業(9 件)、清掃・と畜業(6 件)となっています。

#### 2 違反事項の内容（主な送検事例は次ページ参照）

##### （1）労働基準法・最低賃金法違反・・・27 件

労働基準法・最低賃金法に関する違反により送検したのは 27 件で、主要な送検事項のうち最も多かったのは賃金不払に関する違反の 11 件、次いで多かったのは労働時間・休日に関する違反の 7 件でした。

##### （2）労働安全衛生法違反・・・30 件

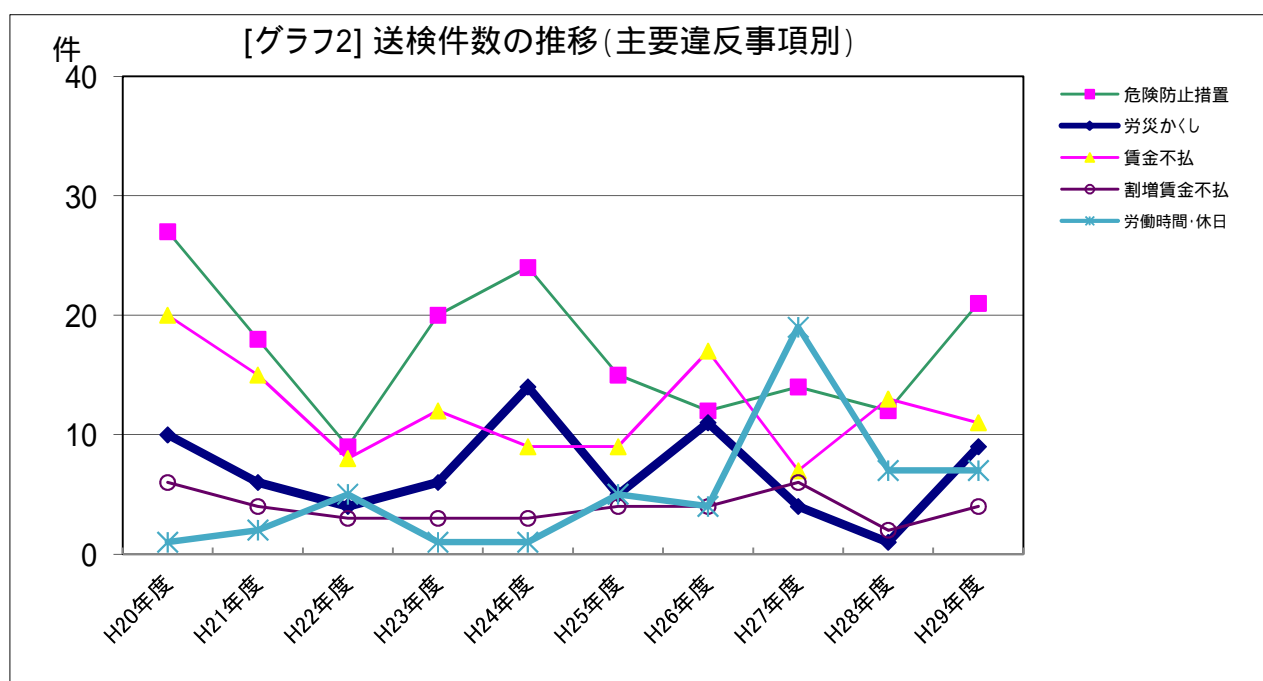
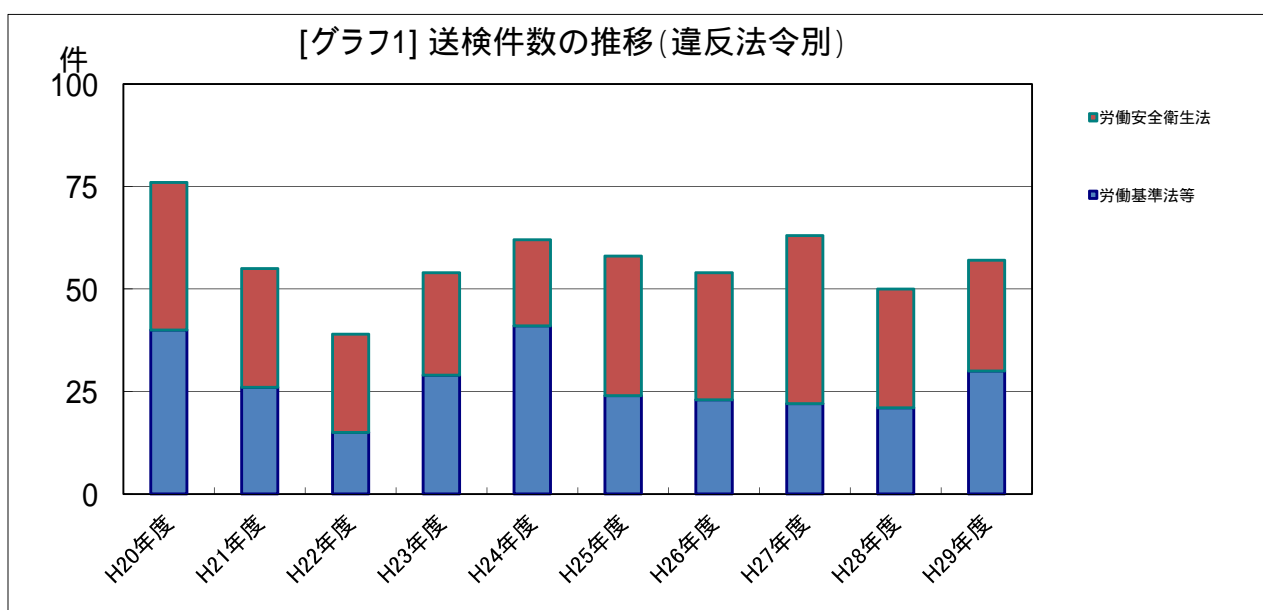
労働安全衛生法に関する違反により送検したのは 30 件で、主要な送検事項のうち最も多かったのは危険防止措置に関する違反の 21 件(このうち、墜落・転落災害に関する違反が 6 件)、次いで多かったのは労災かくしの 9 件でした。

#### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすものや、法違反を原因として重大な労働災害を発生させたもの等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手続をとる方針です。

[表1] 過去10年間に於ける送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H20年度	36	40	76	27	10	20	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	15	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	8	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	12	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	9	3	1	7
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4



[表2] 違反法条別の前年度との比較

	平成29年度	平成28年度	増減	構成比 (%)
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>27</b>	<b>29</b>	<b>2</b>	<b>47.4%</b>
賃金・退職金不払 (第23,24条、最賃法第4条等関係)	11	13	2	19.3%
労働時間・休日 (第32,35条)	7	7	± 0	12.3%
割増賃金不払 (第37条)	4	2	2	7.0%
解雇の予告 (第20条)	2	1	1	3.5%
その他	3	6	3	5.3%
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>30</b>	<b>21</b>	<b>9</b>	<b>52.6%</b>
危険防止措置 (第20,21条等)	21	12	9	36.8%
作業主任者の選任等 (第14条)		1	1	-
就業制限 (第61条)		1	1	-
労災かくし (第100条)	9	1	8	15.8%
その他		6	6	-
<b>総処理件数</b>	<b>57</b>	<b>50</b>	<b>7</b>	<b>100.0%</b>

3

[表3] 業種別

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	金融・広告業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	その他	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>27</b>
賃金・退職金不払 (第23,24条、最賃法第4条等関係)			1	4		1	1	2	2	11
労働時間・休日 (第32,35条)	1	1	1		2		1		1	7
割増賃金不払 (第37条)				2		1	1			4
解雇の予告 (第20条)				1					1	2
その他		1		1				1		3
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>1</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>1</b>				<b>3</b>	<b>2</b>	<b>30</b>
危険防止措置 (第20,21条等)	1	15	1	1				2	1	21
作業主任者の選任等 (第14条)										
就業制限 (第61条)										
労災かくし (第100条)		7						1	1	9
その他										
<b>総処理件数</b>	<b>2</b>	<b>24</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>57</b>
<b>構成比 (%)</b>	<b>3.5%</b>	<b>42.1%</b>	<b>5.3%</b>	<b>15.8%</b>	<b>3.5%</b>	<b>3.5%</b>	<b>5.3%</b>	<b>10.5%</b>	<b>10.5%</b>	<b>100.0%</b>

## 主な送検事例 労働基準法・最低賃金法違反

### 事例 1 【賃金不払に関する違反】

清掃業を営む事業場において、労働者 2 名に 1 か月の定期賃金を支払わなかったもの。

(違反法条：最低賃金法第 4 条)

### 事例 2 【労働時間・休日に関する違反】

引越業を営む事業場において、労働者 5 名に対し、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせたもの。

(違反法条：労働基準法第 32 条)

## 労働安全衛生法違反

### 事例 3 【危険防止措置に関する違反】

家屋解体工事現場において、高さ約 6 m の屋根上で、安全帯を使用させるなどの墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。

(違反法条：労働安全衛生法第 21 条第 2 項、労働安全衛生規則第 519 条第 2 項)

### 事例 4 【危険防止措置に関する違反】

清掃作業現場において、ガラス板葺きの屋根上で、歩み板を設けるなどの屋根を踏み抜くことによる危険を防止するための措置を講じることなく作業を行わせたもの。

(違反法条：労働安全衛生法第 21 条第 2 項、労働安全衛生規則第 524 条)

### 事例 5 【労災かくし】

建設工事現場において、休業 4 日以上労働災害が発生したが、関係請負人 3 名が共謀し、労基署に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。

(違反法条：労働安全衛生法第 100 条第 1 項、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項)